【規程番号　神女大Ｖ－031】

神戸女子大学編入学に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学学則第９条に基づき、編入学を許可された者について必要な事項を定める。

（入学の時期）

第２条　編入学の時期は、編入学を許可する年度の４月とする。

（修業年限・在学年限）

第３条　編入学生の修業年限及び在学年数は次のとおりとする。

(1)　２年次編入の修業年限は３年とし、６年を超えて在学することはできない。

(2)　３年次編入の修業年限は２年とし、４年を超えて在学することはできない。

（休学期間）

第４条　休学の期間は、通算して２年を超えることはできない。

２　休学の期間は、第３条の在学年数に算入しない。

（既修得単位の取扱い）

第５条　編入生の本学入学以前に修得した単位の取扱いについては、別に定める。

(卒業要件等)

第６条　編入生の卒業に必要な単位数及び授業科目等は、編入した年次の在学者と同じにする。

(準用)

第７条　この規則に定めるもののほか、学則その他諸規程を準用する。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。